

香川県介護ロボット導入支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、香川県介護人材確保事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業のうち、介護ロボット導入支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業所

補助対象事業所は、次の①～④の要件をすべて満たすものとする。

- ①香川県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所であること。
- ②香川県の県税に滞納がないこと。
- ③実地指導等で指摘があった場合は、その改善状況報告書が指定・監督権限者に提出され改善が確認されていること。
- ④本事業を活用して、過去に助成を受けたことがない法人の介護サービス事業所であること。

3 事業内容

介護業務従事者の身体的負担の軽減や、業務の効率化など環境整備策として有効であるとともに、介護サービスの質の向上を図る介護ロボット機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費の一部を助成する。

4 補助対象経費

(1) 介護ロボット

次の i から iv の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。（リース又はレンタルに要する経費も含むが、当該年度中に係る経費（当該年度の3月末までに係る経費）のみが対象。保険料、工事費、メンテナンス費等は対象外）

i 目的要件

- ・日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ロボット技術（①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これらによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット。
- ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成25年度～平成29年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成30年度～令和2年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

iii 市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入等ができる状態にあること。

iv その他

介護ロボットの導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（7（3）の導入効果の報告により確認する。）

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として、次のいずれかを対象とする。なお、見守り機器の導入に伴う通信環境整備により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること（7（3）の導入効果の報告により確認する。）

(対象経費)

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム、ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
 - ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
 - ・ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）
- ※既に見守り機器を導入している場合において、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合も対象とする。
- ※介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

5 補助額等

(1) 補助率

次の要件を満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とする。

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行う場合。

(2) 補助上限額

1 法人当たりの補助上限額を100万円とした上で、次に算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

i 介護ロボット機器

(1) で算出した額と、次の表の左欄に定める介護ロボットに応じた右欄の基準額とを比較して少ない方を額の上限とし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

介護ロボット	基準額
移乗支援（装着型、非装着型） 入浴支援	100万円
上記以外	30万円

ii 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(1)で算出した額と、100万円とを比較して少ない方を額の上限とし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を補助額とする。

(3) 介護ロボット導入に伴う助成1回当たりの導入台数
必要と認める台数とする。

(4) 介護ロボット導入等計画との関係

4(1)については、1計画につき、1回の補助とし、4(2)については、1事業所につき、1回の補助とする。

6 交付申請

本事業において、介護ロボット等を導入する介護事業者は、交付要綱第4条に定める交付申請書(第1号様式)に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める提出期日までに提出すること。

なお、介護ロボット導入計画1計画につき、1回の補助とする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 介護ロボット導入等計画書(要領別紙1)
- (4) 当該事業にかかる収支が分かるもの(見積書等)
- (5) その他参考となる書類(介護ロボット機器等のパンフレット、カタログ等)
- (6) 県税の納税証明書(滞納がないことの証明)

※(6)については、原則、申請日の3か月以内に発行したものに限る。

介護ロボット導入等計画は、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護サービス事業者等の参考となるべき内容とすること。

なお、特に活用定着に向けてサポートが必要な介護ロボットを導入する事業者は、導入計画の作成や取組にあたって、原則、厚生労働省委託事業「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口を活用したうえで、介護ロボットの導入の効果を検討し導入計画を立てること。

また、補助金交付決定後、介護ロボット導入等計画書の内容が変更になった場合、変更後の介護ロボット導入等計画書を県に提出すること(細部の変更を除く。)

7 実績報告

本事業において介護ロボット等の導入を行った介護事業者は、交付要綱第9条に定める実績報告(第4号様式)に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める提出期日までに提出すること。

- (1) 事業実績報告書(別紙1)
- (2) 収支精算書(別紙2)

- (3) 介護ロボット導入等効果報告書（要領別紙2）
- (4) 当該事業にかかる収支が分かるもの（請求書、納品書等）
- (5) 支払いを証明する書類（領収書、振込明細書等）
- (6) その他参考となる書類（導入効果が分かるデータや画像等）
- (7) 介護ロボット等の導入効果の報告

※（3）は、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標（介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者等の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いる等他の介護施設等の参考となるべき内容）を記載すること。

なお、（7）については、県への報告とは別に導入年度の内容を導入翌年度に、厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入製品の内容や導入効果等を報告するものとする。具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細が通知され次第、提出すること。

8 その他

他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象とはならないものとする。

附則

この要領は令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和5年8月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(要領別紙1)

介護ロボット導入等計画書

法人名： _____

介護事業所名： _____

事業所のサービス種類： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

介護ロボット導入等計画書の作成にあたり「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」の相談窓口の活用実績	有 ・ 無
---	-------

※事業計画書（別紙1）の事業内容や期待される効果を、客観的な評価指標（数値等を用いて）に基づき具体的に記入してください。

介護ロボット機器等の製品名及び台数	
購入又はリースの別	

(1) 課題の分析・目標設定

①介護ロボット機器等を導入する意義・目的及び導入後3年間の達成すべき目標

--

②当該介護ロボット機器等の導入を決定した方法・理由、比較検討した製品
<当該介護ロボット機器等の導入を決定した方法・理由>

--

<比較検討した製品>

--

(2) 導入体制

①導入を進めるための実施体制・導入スケジュール

<導入を進めるための実施体制>

--

<導入スケジュール>

--

②介護ロボット機器等の導入によりどのように業務フローを見直すか

--

<以下、補助率4分の3を希望する場合記入>

従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット機器等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行う具体的な取組内容	
利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	

③介護ロボット機器等の使用方法について職員の習熟及び教育・研修計画等について
現在検討している内容

<職員の習熟方法>

--

<教育・研修計画>

--

(3) 介護ロボット機器等導入により期待される効果

--

(要領別紙2)

介護ロボット導入等効果報告書

法人名： _____

介護事業所名： _____

事業所のサービス種類： _____

担当者名： _____

連絡先： _____

※事業実績報告書（別紙1）の事業実施内容や事業の成果を、客観的な評価指標（数値等を用いて）に基づき具体的に記入してください。

導入した介護ロボット機器等の製品名及び台数	
導入年月日	
購入又はリースの別	
適用を受けた補助率	4分の3 ・ 2分の1

(1) 導入計画書で設定した目標について

①介護ロボット機器等導入後3年間の達成すべき目標の達成状況

--

(2) 実施体制

①介護ロボット機器等導入後の事業実施体制

<現在の実施体制>

--

②介護ロボット機器等導入後の業務フロー

--

<以下、補助率4分の3の要件を満たした場合記入>

従前の介護職員等の人員体制	
①介護ロボット機器等の導入後に見込む介護職員等の人員体制(計画時)	
②介護ロボット機器等の導入後に見込む介護職員等の人員体制(導入効果報告時)	
①と②の人員体制が異なる場合はその理由	
見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化に関する具体的な取組内容	
見守りセンサー	導入年月日
	製品名
インカム・スマートフォン等のICT機器	導入年月日
	製品名
介護記録ソフト	導入年月日
	製品名
利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	

③介護ロボット機器等の使用方法について職員の習熟及び教育・研修計画等について実施した内容

<職員の習熟方法>

--

<教育・研修計画>

--

(3) 介護ロボット機器等導入の効果

※介護ロボット機器等の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金への還元に関し、職員等に周知した内容についても記載すること。

--

(4) 今後の課題

--